

税金よもやま話

第
119
回東京地方税理士会 藤沢支部
税理士 嶋田一郎

「仮想通貨と税金の仕組み」について教えてください！

最近「暗号化資産」という言葉をニュースやCMでよく見かけるようになりました。暗号化資産とは、「仮想通貨」とも呼ばれ、ビットコインやイーサリアムなど、十数種類が日本の取引交換所で購入できます。今回は「仮想通貨と税金の仕組み」についてお話ししたいと思います。



●仮想通貨って聞いたことがあります！

- 仮想通貨は、円やドルなど法定通貨に代わる決済手段として2009年頃アメリカで運用が開始されたと言われています。
- 数年前に「億り人」すなわち、「1億円以上儲かった」という言葉がニュースを騒がせましたが、コロナ禍以降、世界的な経済情勢への不安や、将来的な決済手段としての利便性への期待から仮想通貨の価格は高騰しました。
- ビットコインを例にとると、2015年12月時点で1ビットコインあたりは約5万円、コロナ禍前の2019年12月時点では80万円。そして、コロナ禍で価格がさらに高騰し、2021年4月中旬には、最高で約690万円となりました。
- 2015年と比較すると価格差は130倍以上、コロナ前の2019年と比較しても8倍以上になっています。

●短期間でそんなに値上がりしてしまうんですね？

- ただし逆もありで、短期間に値下がりすることもあります。現状は、数時間単位で価格が大きく変動するのが仮想通貨の特徴です。
- 今年の4月中旬に最高値を付けたと申しましたが、2021年9月27日の17時の時点では約482万円となっています。現状では決済手段というよりハイリスクな投資商品という性格が強いものとなっているので、投資には注意が必要です。

●仮想通貨を買いたい場合はどうしたらよいのでしょうか？

- 日本には仮想通貨の取引交換所が2021年8月末時点で32カ所あります。取引交換所の運営業者と契約し、そこに口座を作って仮想通貨を購入するのが一般的です。

主な取引交換所	主な取扱い通貨	運営会社
bit Flyer	ビットコイン、イーサリアム	株式会社 bitFlyer
Coin check	ビットコイン、ネム、リップル	コインチェック株式会社
GMO コイン	ビットコイン、イーサリアム	GMO コイン株式会社

●仮想通貨を売却して大きな利益が出た方もいると思いますが、この場合の税金について教えてくださいませんか？

- 会社員など、給与所得者が仮想通貨の売却によって得た利益は、原則として雑所得に区分されて、他の所得と合算する総合課税となります。
- 売却金額から仮想通貨の取得価額をマイナスして所得金額を計算します。

●仮想通貨を何度も売買した場合は、どのように所得金額を計算すれば良いのでしょうか？

- 2018年以降の仮想通貨取引については、国税庁から運営業者に対して、「年間取引報告書」を発行するようお願いされています。年間の所得金額は、その報告書に基づいて計算します。
- ただし、この発行は運営業者によってまちまちの様で、年間取引報告書が発行されない場合は、Web上の取引履歴ページなどからCSVデータをダウンロードして、ご自身で所得金額を計算する必要があります。

●投資をするという意味では株式投資に似ているように思いますが、何か違いがあるのでしょうか？

- 上場株式の売却益は原則として申告分離課税の譲渡所得となります。証券会社の特定口座で、源泉徴収されている場合は確定申告をする必要がありません。逆に確定申告をすることで損失を3年間繰り越すことも可能です。
- これに対して、仮想通貨は前述のとおり、総合課税の雑所得となります。会社員などの給与所得者の場合、20万円超の利益が出た場合は必ず確定申告をする必要があります。
- そして、仮に損失が出た場合でも、その損失を繰り越すことはできません。

種類	課税方式	所得区分※	備考
上場株式の売買	申告分離課税など	譲渡所得	損失の繰越可
仮想通貨の売買	総合課税	雑所得	損失の繰越不可

(※ 原則的な所得区分)

- さらに、上場株式と異なる点として、仮想通貨は売却したとき以外でも所得が生じる点に注意が必要です。

●売却以外で所得が生じる事がある、というのはどういう事でしょうか？

- 仮想通貨は取引交換所内で、他の仮想通貨と交換する事ができます。例えばビットコインで、他の種類の仮想通貨を購入するイメージです。
- この場合、交換取得した仮想通貨の価格と、交換のために差し入れたビットコインの取得価額との差額が所得金額となります。

●それは注意しないとイケないですね。

- この他、仮想通貨については、レンディングサービスといって仮想通貨を貸し付けて利息収入を得る仕組みや、仮想通貨の流動性を高めるための分割というイベントなど、仮想通貨の仕組み自体まだ発展の途上にあるので注意が必要です。
- 今年、多額の利益が出て、ご自身での確定申告について不安がある方は、早めにお近くの税理士へご相談していただければ、お願い致します。